

法定計量

— 特定計量器の検定検査制度 —

計量法について 経済産業省が所管する法律

計量法の目的

「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与すること」

●計量の基準を定める

計量単位(SI)を定め、取引・証明に使用することを義務付けている。

標準の開発・維持・供給

●適正な計量の実施の確保

取引・証明に使用する計量器(特定計量器)を定め、製造・修理事業者に検査義務を課している。これらが社会基盤を整備することにもつながり、経済の発展と文化の向上にも役立っている。

計量行政(検定検査制度など)



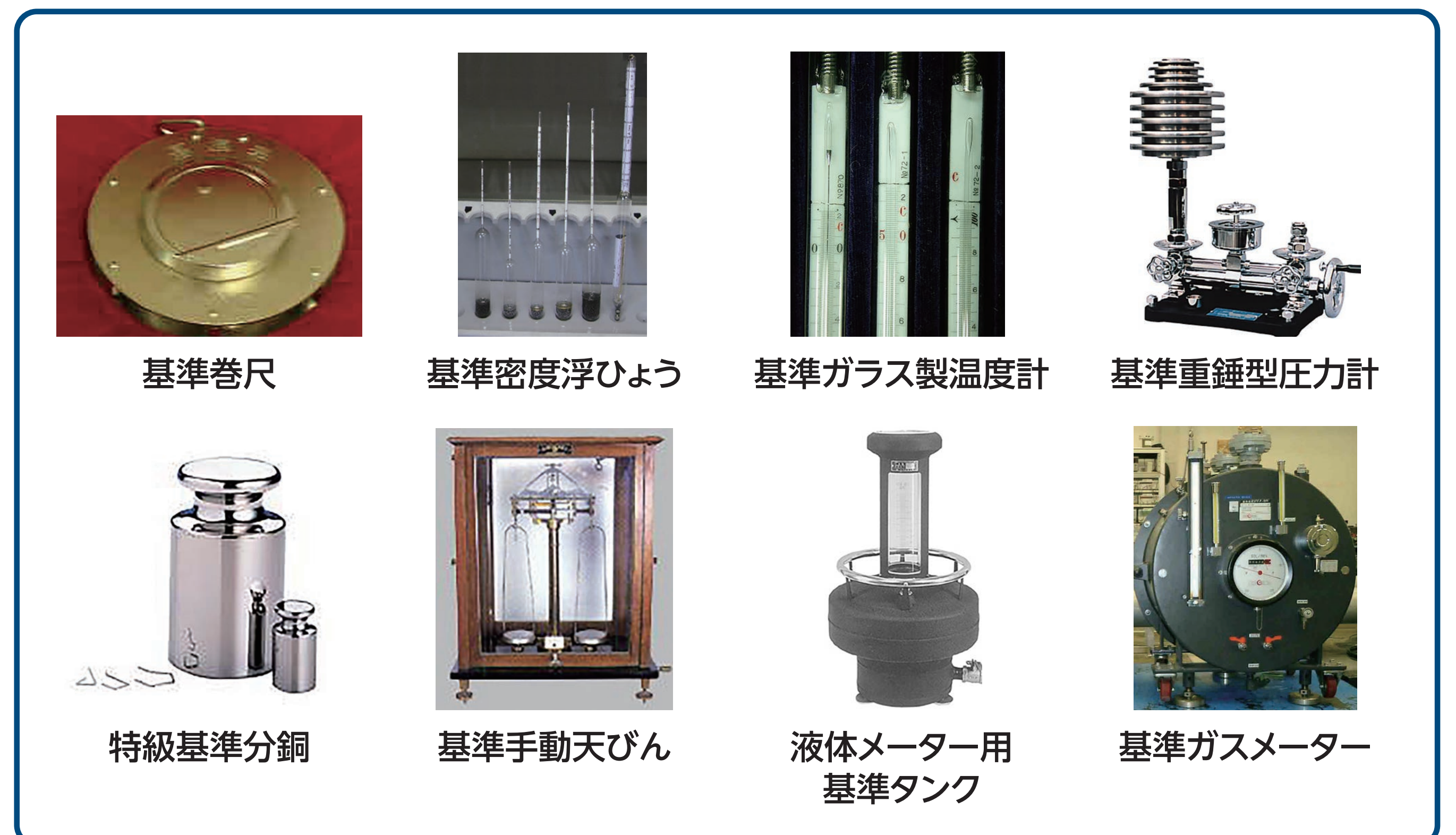
社会の中の法定計量

消費者保護	商取引	非自動はかり、自動はかり、燃料油メーター
社会基盤	ライフライン 医療	ガスメーター、水道メーター、電力量計 血圧計、体温計
環境	騒音・振動 有害ガス濃度・pH	騒音計、振動レベル計 濃度計、pH計
貿易・運輸	穀物・エネルギー輸出入	非自動はかり、自動はかり、燃料油メーター
計量取り締まり	航空機・空港施設	照度計・騒音計
	学校など公共施設	照度計・振動レベル計
	交通インフラ	トラックスケール、自重計、照度計

特定計量器(一部)



基準器(一部)



特定標準器等

基準器検査

基準器

型式承認 検定・定期検査

特定計量器

●特定計量器とは

取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるもの

●検定とは

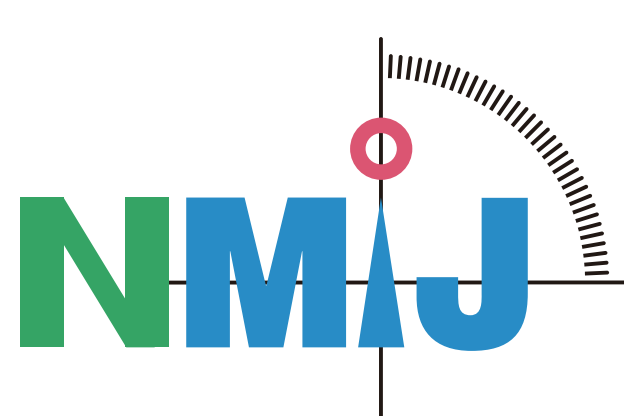
取引若しくは証明に使用される特定計量器の構造並びに器差が計量法に定められた技術基準に適合しているかどうかを確認する行為

●基準器とは

特定計量器の検定、定期検査、その他の検査を行うための検査用標準で、特定標準器等又は基準器による検査「基準器検査」に合格したもの

型式承認

検定に先立ち構造に係る技術上の基準について試験を行い、技術基準に適合する場合はその型式が承認される。型式の承認を受けた特定計量器は、検定において一部を除き構造に係る試験が省略される。型式承認は、電力量関係の特定計量器を除き産業技術総合研究所が実施している。



計量標準普及センター 法定計量管理室

連絡先 nmij-houtei-info-ml@aist.go.jp



ともに挑む。つぎを創る。